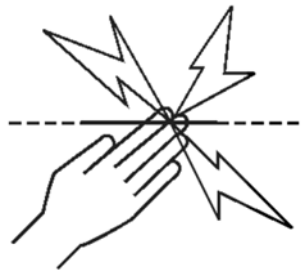


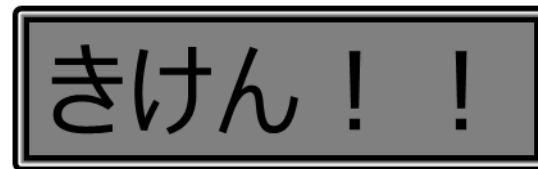
電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の解説 新旧対照表

改正案	現行
<p><b>第192条【電気さくの施設】</b>  <b>〔解説〕</b>（略）  <b>第二号</b>は、危険表示の規定である。電気さくに人が接触した際に流れる衝撃電流は瞬間的であり、それ自体、通常は人体に危害を及ぼすものではない。しかし、高電圧で充電された裸電線という特異な設備であり、人が接触すると電撃を受けることから、<b>本号</b>の規定を設けている。危険表示の位置や間隔は、人の立入り状況や土地の形状等によるため一律に決定するのは困難であるが、人が容易に視認できる位置や間隔で行う必要がある。<u>また、電気さくを設置する場所に立ち入る人を想定して、容易に判読可能な文字、背景色や記号を利用した表示内容である必要がある。例示すると解説192.1図のとおりである。</u></p>	<p><b>第192条【電気さくの施設】</b>  <b>〔解説〕</b>（略）  <b>第二号</b>は、危険表示の規定である。電気さくに人が接触した際に流れる衝撃電流は瞬間的であり、それ自体、通常は人体に危害を及ぼすものではない。しかし、高電圧で充電された裸電線という特異な設備であり、人が接触すると電撃を受けることから、<b>本号</b>の規定を設けている。危険表示の位置や間隔は、人の立入り状況や土地の形状等によるため一律に決定するのは困難であるが、人が容易に視認できる位置や間隔で行う必要がある。                  （略）</p>



記号による表示

(IEC 60335-2-76:2002, JIS C 9335-2-76:2005)



ひらがな等での表示。

背景の色は周囲と区別しやすい色が好ましい。

解説192.1図